附則第十七条の四第一項中「平成二十二年三月三十一日までの間」を「当分の間」に改め、同条第二項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を削り、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」に、「、難治性疾患患者雇用開発助成金、介護未経験者確保等助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金」に、「又は特例子会社等設立促進助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」を「、特例子会社等設立促進助成金又は障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改め、「求職活動等支援給付金」を削り、同条第四項を削る。

附則第十七条の四の二第三項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を削り、「難治性疾患患者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）に該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、「又は特例子会社等設立促進助成金」を「特例子会社等設立促進助成金」に改め、同条第四項中「求職者活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加え、「又は特例子会社等設立促進助成金」を「、特例子会社等設立促進助成金」に改め、「求職活動等支援給付金、特定求職者雇用開発助成金」を削り、同条第五項を同条第六項とする。

附則第十七条の四の三中「及び特例子会社等設立促進助成金」を「、特例子会社等設立促進助成金及び障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改める。

附則第十七条の四の四第一項第一号中「ハに掲げる者を」を削り、同項第三号中「イ及びロに掲げる者にあつては、短時間労働者を除く。」を削る。

附則第十七条の四の五第一項第一号中「（障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する短時間労働者（第七号において「短時間労働者」という。）を除く。）」を削り、同項第七号中「（第一号イからハまでに掲げる者（短時間労働者を除く。）をいう。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八　第一号イからハまでに掲げる者及び第七号の障害者の数の算定に当たつては、短時間労働者（障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。）は、その一人をもつて障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十三条の二で定める数に相当するものとみなす。

附則第十七条の四の五第二項中「、求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）」を削り、「介護未経験者確保等助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）、第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）又は第三号から第七号までのいずれかに該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「求職活動等支援給付金（第百二条の五第二項第五号に該当する事業主に係るものに限る。）、特定就職困難者雇用開発助成金」に改め、「介護未経験者確保等助成金」の下に「、精神障害者雇用安定奨励金」を加え、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（障害者就業・生活支援センター設立準備助成金）

**第十七条の四の六**　障害者就業・生活支援センター設立準備助成金は、第一号から第四号までのいずれにも該当する事業主に対して、第五号に定める額を支給するものとする。

一　職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第四条の十に規定する法人であつて、次号に規定する業務に関し次のイ及びロに掲げる基準に適合すると認められる事業主であること。

イ　職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を遂行するための経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

ロ　イに定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

二　当該準備計画に基づき、障害者雇用促進法第三十四条各号に掲げる業務を実施する事業主であること。

三　役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について、これらの者が前号の業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

四　障害者雇用促進法第三十三条の指定を受けるための準備計画を作成し、都道府県労働局長から認定を受けた事業主であること。

五　第二号の障害者雇用促進法第三十四条各号に掲げる業務（障害者の就業支援に係るものに限る。）に要した費用の額（その額が六百万円を超えるときは、六百万円）

2　障害者就業・生活支援センター設立準備助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。以下この条において同じ。）、緊急就職支援者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金（第百十八条の三第七項第一号（同号ロの雇入れに係るものに限る。）、第二号（同号ロの委嘱に係るものに限る。）、第三号から第七号までのいずれかに該当する事業主に係るものに限る。次項において同じ。）、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、実習型試行雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、育児休業取得促進等助成金、建設業新分野教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金は支給しないものとする。

3　雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金、試行雇用奨励金、地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金、中小企業基盤人材確保助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、精神障害者雇用安定奨励金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、中小企業緊